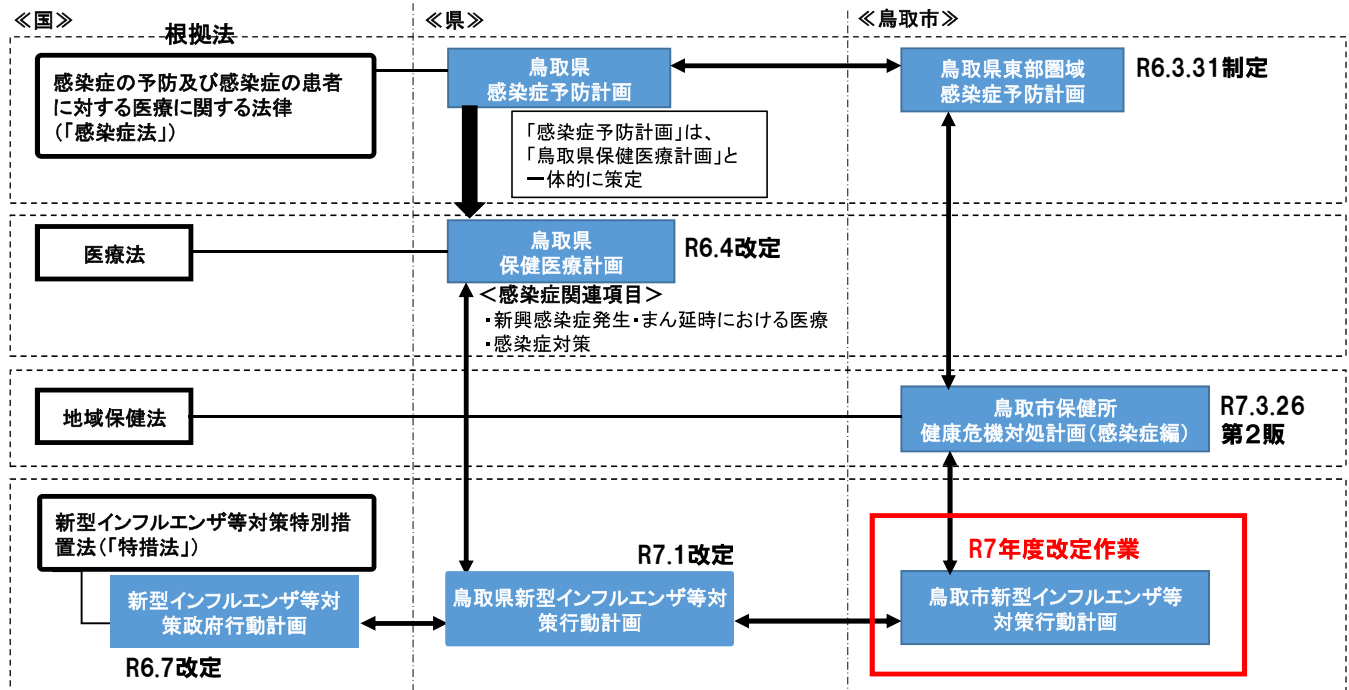


鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

- 本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定（2015（H27）.2.6策定、直近改定:2019（R1）.8.14）
- 市行動計画は政府行動計画及び県行動計画に基づき作成
- 市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機に対し、平時の準備や発生時の対策の内容を規定

※ ← → 整合性を確保



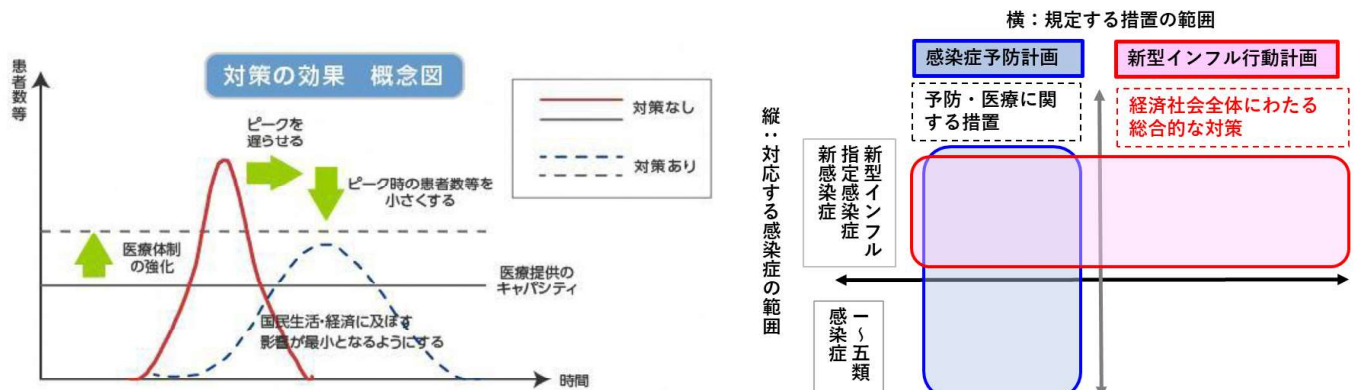
新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な戦略

1 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図る。
- ことで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- （政府行動計画抜粋）

2 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、国民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 国民生活及び国民経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- （政府行動計画抜粋）



鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画変更の概要

- 新型コロナ対応の経験及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更(R6.7.2)及び県行動計画の変更(R7.1.30)を踏まえ、市行動計画を変更
- 市行動計画では、有事に迅速に対処を行うため、
 - ・あらかじめ有事の際の対応策を整理、平時の備えを充実
 - ・有事には、政府行動計画、県行動計画及び国の基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況や対応体制等の実情に応じて、柔軟かつ機動的に対応

新型コロナ対応での課題	記載項目	変更前	変更後
想定していた新型インフルエンザではなく、新型コロナが発生	対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も想定
入院や外来等の医療体制・宿泊療養体制等の確保に苦慮、マスク等の不足、感染症専門人材の不足	平時の準備	未発生期として記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期の取組を充実 ・患者等の移送体制や検体採取体制を準備 ・感染症対策物資等の備蓄 ・人材育成を含めた具体的な体制整備
国外からの感染者流入、初の緊急事態宣言発出、国民へのワクチン接種体制構築、検査能力の確保に苦慮、保健所機能の逼迫等	対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活・市民経済	13項目に拡充 ※下線は新規項目 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活・市民経済
専門人材や対応人材が不足、地域の実情を踏まえた国全体の対応方針の決定が必須、情報やデータの迅速な収集・分析等にDXが不可欠	横断的視点	— ※特別な記載項目なし	対策項目に共通する取組として3つの視点を設定 ①人材育成、②国と地方公共団体との連携、③DXの推進
ウイルスの変異等による病原性、感染力等が変化。3年以上に渡って複数の流行が発生	複数の感染拡大への対応	— ※比較的短期の収束が前提	中長期的に複数の波が来ることを想定 対策の機動的切り替え

鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

- 構成についても従前の計画から大きく変更
(発生段階の再整理、対策項目の充実、対策の発生段階毎の記載→各対策項目の中で発生段階を分けて記載等)

変更前	変更後
I. はじめに II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 II-5. 対策推進のための役割分担 II-6. 市行動計画の主要6項目 1. 実施体制 2. サーベイランス・情報収集 3. 情報提供・共有 4. 予防・まん延防止 ※予防接種を含む 5. 医療 ※抗インフルエンザウイルス薬を含む 6. 市民の生活及び経済の安定の確保 II-7. 発生段階 III. 各段階における対策 【未発生期】 ※II-6の主要6項目ごとに記載 (以下、各時期において同様) 【海外発生期】 【県内未発生期（国内発生早期、国内感染期）】 【県内発生早期（国内発生早期、国内感染期）】 【県内感染期（国内感染期）】 【小康期】	第1部 新型インフルエンザ等に対する市の体制と市行動計画 第1章 新型インフルエンザ等に対する市の体制等 第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 ※第1節 準備期、第2節 初動期、第3節 対応期ごとに記載 (以下、各章において同様) 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保 ※赤字は新たな項目立て

想定する有事のシナリオと時期ごとの対応の流れ

変更前		変更後			
発生段階		時期		時期ごとの対応の流れ	
未発生期		準備期	発生前の段階	地域における医療提供体制の整備やワクチンの接種体制の整備、市民等に対する啓発や業務継続計画等の策定、DX の推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う	
海外発生期	県内未発生期	初動期 (A)	市内で発生した場合を含め国内及び世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、市対策本部が設置されて、政府による基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。	
県内発生早期		対応期	封じ込めを念頭に対応する時期(B)	市対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国や国内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。	
県内感染期			病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。	
			ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）	
小康期			特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。	

各対策項目の概要①

記載項目	概要・ポイント	※赤字が新規取組、下線は本市独自記載
①実施体制	・平時から<u>鳥取県感染症対策センター(県版CDC)</u>や<u>鳥取県感染症対策連携協議会</u>の活用による関係機関との連携体制を構築 ・有事には、発生段階に応じて、<u>新型インフルエンザ市内対策会議</u>、<u>鳥取市保健所感染症対策本部</u>、<u>鳥取市新型インフルエンザ等対策本部</u>等を設置し対応	
②情報収集・分析 ③サーベイランス	・平時から関係機関と連携した情報収集、分析、サーベイランスの効果的な実施体制を構築	
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	・市対策本部会議、定例記者会見等の場面において、科学的知見に基づき、積極的に情報発信 ・有事には、相談窓口、特設サイトの迅速な設置・開設	
⑤水際対策	・平時から検疫所との連携体制を構築 ・有事には、居宅等待機者に対して健康監視を実施	
⑥まん延防止	・新型コロナ対応で実施した<u>クラスター対策チーム</u>の設置、<u>専門家による助言</u>、<u>検査支援</u>等の経験を踏まえ、感染状況や病原体の性状等に応じて、まん延防止対策を講じる	
⑦ワクチン	・国からのワクチンや資材の供給等の情報を踏まえ、接種に携わる医療従事者の確保等も含め、県等と連携して特定接種及び住民接種の体制を構築 ・円滑な接種の実施のため、本市以外の市町村における接種を可能にするよう取り組む	

各対策項目の概要②

記載項目	概要・ポイント	※赤字が新規取組
⑧医療	・平時から、患者等の移送について、消防機関、患者等搬送事業者等との協議を実施 ・有事には、県、医療機関等と連携し、新型コロナ対応で効果的だった「早期検査」、「早期入院」、「早期治療」の「鳥取方式」を基本とした患者対応を参考に体制を強化	
⑨治療薬・治療法	・有事には、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を市民に対し迅速に提供するとともに、医師会等と連携して診断・治療体制の強化を推進	
⑩検査	・平時から、検体採取体制を準備 ・有事には、ドライブスルー方式なども含めた必要な検体採取体制を確保し、幅広い検査を実施	
⑪保健	・平時から、国や県の研修等を活用し、人材育成や連携体制の構築など対応力を向上 ・有事には、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察等を実施 ・業務負担に応じ、本庁からの応援職員の動員、東部地域4町やIHEAT要員への応援要請、外部委託の活用等により、保健所の有事体制を強化	
⑫物資	・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、備蓄状況を随時確認、必要量を確保	
⑬市民生活及び市民経済の安定の確保	・有事には、市民及び事業者に対し、生活関連物資の安定供給に対する協力を呼び掛ける	

対策推進のための役割分担

国	・新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施 ・地方公共団体等の対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備 ・ワクチンや診断薬・治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進
県	・県内における新型インフルエンザ等対策の中心的役割を担う ・医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確に判断・対応 ・関係機関と措置協定を締結し、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力を計画的に準備
市	・市民に対するワクチン接種や市民の生活支援、要配慮者への支援に関し的確に対策を実施 ・保健所を設置する本市は、東部圏域全体について感染症法に基づくまん延防止対策の実施主体として、平時から県と協議・方針共有を行い連携
医療機関	・平時から院内感染対策の研修・訓練や個人防護具等の必要な感染症対策物資等の確保を推進 ・県との医療措置協定に基づき、要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を実施
指定地方公共機関	・平時から、職場における感染対策の実施、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を策定 ・新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画に基づき対応
事業者	・平時からマスク等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、職場における感染対策を実施 ・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業の縮小を含め、感染防止のための措置を徹底
市民	・平時から新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、健康管理、個人レベルでの感染対策を実践 ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て個人レベルでの対策を実施

フェーズごとの主な対応内容

項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	鳥取県感染症対策センター（県版CDC）や 県感染症対策連携協議会等を活用した連携・実施体制 構築	庁内対策会議開催（必要に応じ） 市対策本部設置	持続可能な体制、柔軟かつ機動的な対策切り替え 状況に応じた人員体制の強化
②情報収集・分析 ③サーベイランス	関係機関と連携した情報収集・分析、サーベイランス体制 構築	感染症の情報収集とリスク評価→対策の迅速な判断・実施 有事のサーベイランス開始	発生状況、リスク評価等を踏まえ、対応を切り替え
④情報提供・共有、 リスクコミ	市民等への情報共有 ・基本的な感染対策、とるべき行動 等 ・偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発	相談窓口、特設サイトの設置・開設、双方向のコミュニケーションの実施 科学的知見に基づく情報発信 偽・誤情報等への県と連携した対応	病原体の性状等に応じて変更する対策の情報提供
⑤水際対策	検疫所との連携体制構築	検疫措置への協力（検疫所と連携した健康監視等）	
⑥まん延防止	想定される対策等の周知広報 基本的な感染対策の普及	患者への入院勧告や濃厚接触者への外出自粛要請等	感染症の特徴や社会経済状況等を踏まえたまん 延防止対策
⑦ワクチン	県等と連携した接種体制構築への準備 予防接種の意義や制度等の理解促進	特定接種・住民接種の接種体制の構築	特定接種・住民接種の実施 ワクチンの有効性・安全性等の情報提供・共有
⑧医療	患者等の移送体制構築 研修等による人材育成、対応力向上	受診相談等を行う相談センターの設置 感染症指定医療機関等での医療提供 医療ひっ迫状況等に応じて体制を柔軟に切り替え	相談センターの強化、直接発熱外来受診への変更 協定締結医療機関による医療提供、宿泊療養施設 の活用 入院調整
⑨治療薬・治療法	研究開発に携わる人材の育成への協力	抗インフルエンザ薬の使用	最新情報の市民等への提供
⑩検査	検体採取容器等の備蓄 検査体制の維持	検査体制の強化 検体採取体制を確保 幅広い検査実施による感染拡大防止	順次民間検査機関等の検査体制を拡充 リスク評価に基づく実施方針の見直し
⑪保健	訓練等を通じた人材育成、連携体制構築	保健所の有事体制移行への準備	保健所の有事体制を強化 （本庁からの応援、東部4町・IHEAT要員の派遣要請、 外部委託等）
⑫物資	感染症対策物資等の備蓄	感染症対策物資等の安定確保	
⑬市民生活・市民 経済	生活必需品等の備蓄の動員	生活関連物資の安定供給に係る協力呼びかけ 事業継続に向けた準備の要請	市民生活、社会経済活動の安定確保に向けた対応 生じた影響を緩和するための支援・対策

鳥取市 新型インフルエンザに係る初動対応のタイムライン

<市(管)内の体制整備>

段階	実施体制	相談対応等	検査体制	サーベイランス (疑い患者の探知)	医療体制
海外発生期	・ 新型インフルエンザ等 庁内対策会議 (必要に応じ)	・ 保健所に相談セン ター設置	・ 保健所に検査体制 ・ 調整班設置	・ 国の検査強化と 連携し対応 (管内在住者の停 留措置を踏まえた 対応等)	・ 感染症指定医療 機関(県立中央 病院)受入体制 の確認
PHEIC宣言	・ 市対策本部 (県対策本部設置 に伴い任意設置) ※県と連携	・ 特設サイト開設	・ 衛生環境研究所 と検査体制の確 認	・ 国の症例定義を 踏まえ疑似症 サーベイランス 開始	
厚生労働大臣 による発生公表		・ 相談体制の強化		・ 早期、幅広い検 査方針を確認 ※必要に応じて症 例定義を見直し	・ 協定締結医療機 関の受入体制の 確認
国内初発事例 発生	・ 本部会議を随時 開催 ・ 本部及び保健所 の体制拡充	・ 発信情報の充実 (国内・県内の患者 発生状況、ウイル スの特徴、感染予 防対策等について 市民に分かりやす く情報発信)	・ PCR検査体制の 整備完了		・ 宿泊協定締結施 設の受入体制の 確認 ・ 患者の移動手段 の調整
緊急事態宣言	・ 市対策本部 (法定設置)				
管内初発事例 発生	・ 鳥取市保健所感 染症対策本部設 置 ・ BCP実施に向 けた確認				・ 「早期検査」「早 期入院」「早期治 療」の鳥取方式 での患者対応 ・ 入院調整 ・ 患者の移動手段 の確保

<市(管)内初発患者発生時>

時間	相談対応 保健所対応	医療対応	検査対応	公表
0hr	発熱相談			
1hr	受診案内	受診・検体採取		
2hr		検体搬送	衛生環境研究所でPCR ※PCRは3時間と仮定	
5hr	患者へ連絡 入院調整 積極的疫学調査	患者搬送	陽性判明	公表に向けた調整 保健所：公表内容の患者同意 市：県と公表内容調整
6hr	接触者(家族等)の 検査調整	入院受入・治療 検体採取		本部会議 記者会見
7hr		検体搬送	衛生環境研究所でPCR	
10hr			陽性判明	

上記を繰り返し継続実施し、陽性者を早期に囲い込み